

項番	区分	質 問	回 答
1	対象者	保育施設を利用しているが、申請できるか。	保育施設（幼稚園、保育園等）を利用しているでも申請できます。 「0～5歳児クラス（未就学児）に相当する児童の保護者」、「学童保育クラブの入会申請後不承認となっている小学1～3年生の児童の保護者」及び「障害のある小学1～6年生の児童の保護者」が対象です。
2	対象者	保育の必要性の認定がなくても申請できるか。	保育の必要性の認定がなくても、葛飾区に住民登録があり、「0～5歳児クラス（未就学児）に相当する児童の保護者」、「学童保育クラブの入会申請後不承認となっている小学1～3年生の児童の保護者」又は「障害のある小学1～6年生の児童の保護者」であれば申請できます。
3	対象者	<u>共同保育</u> とは何か。	<u>共同保育</u> とは、ベビーシッターと保護者が場所は問わず助成対象児童と一緒に保育しながら、子育ての相談に乗ったり、子育ての不安解消を図るものです。ベビーシッターは、1人の助成対象児童を保育し、その他の児童は保護者が保育します。
4	対象者	<u>共同保育（保護者とベビーシッターが一緒に保育）</u> で、助成対象となるのはどういう場合か。 ※共同保育を行わない事業者もございますので、ご利用前に必ず事業者にご確認ください。	①保護者と1人のベビーシッターが、1人の助成対象児童と一緒に保育した場合は、1人分の保育料が助成対象となります（この場合、下記書類は不要）。 ②保護者と1人のベビーシッターが、2人の助成対象児童と一緒に保育し、かつ1人分の保育料を支払う契約をした場合、1人分の保育料を助成します（この場合、下記書類は不要）。 ③保護者と1人のベビーシッターが、2人の助成対象児童と一緒に保育し、かつ2人分の保育料を支払う契約をした場合、2人分の保育料を助成します。 【③の場合の必要書類】 <u>ベビーシッターと保護者が共同保育をしたことがわかる資料と児童ごとの利用時間、保育料がわかる領収書（資料等）。</u>

項番	区分	質 問	回 答
5	対象者	<u>保護者不在時</u> 、ベビーシッター 1 人が、助成対象児童（未就学児）2 人の保育をする場合、助成対象となるか。	助成対象になりません。助成対象児童（未就学児）2 人の場合は、ベビーシッターが 2 人でないと助成対象になりません。 ただし、令和8年10月1日以降の利用分から、【特例】に該当する場合は助成対象となります。
5-1	対象者	複数保育が認められる【特例】とは何か。	令和8年10月1日以降の利用分から、安全性を確保しつつ保護者の利便性向上を図るため、一定の要件で複数保育を認める配置基準の【特例】が設定されました。ベビーシッター 1 人で対応可能な児童数は、兄弟姉妹 2 人まで（0 歳児は対象外）です。項番5-2～5-5もご覧ください。
5-2	対象者	ベビーシッター 1 人が、助成対象児童（未就学児）2 人の保育をする場合【特例】、シッターの資格制限はあるか。	保育士または看護師の資格を有するベビーシッターによる保育である必要があります。（研修修了者は対象外となります。）
5-3	対象者	ベビーシッター 1 人が、助成対象児童（未就学児）2 人の保育をする場合【特例】、年齢制限等あるか。	1 歳以上の兄弟姉妹の組み合わせが対象です。0 歳児が含まれる場合は助成対象外となります。
5-4	対象者	ベビーシッター 1 人が、助成対象児童（未就学児）2 人の保育をする場合【特例】、自宅以外の保育は助成対象となるか。	助成対象になりません。【特例】での利用の場合、保育を行う場所をご自宅に限定されます。
5-5	対象者	全ての認定事業者で、ベビーシッター 1 人による助成対象児童（未就学児）2 人の保育【特例】を利用できるか。	事業者によって実施をしない場合があります。

項番	区分	質 問	回 答
6	対象者	<u>保護者不在時</u> 、ベビーシッター2人が、助成対象児童（未就学児）2人と小学生等の助成対象外児童1人の保育をする場合、助成対象となるか。	助成対象児童（未就学児）2人の場合、ベビーシッターが2人であれば、助成対象となります。助成対象外（学童保育クラブ待機児・障害児のいずれにも該当しない小学生等）の兄弟の保育を依頼する場合の利用料等は、事前に事業者を確認してください。
7	対象者	<u>保護者不在時</u> 、ベビーシッター2人が、助成対象児童3人（未就学児2人と学童クラブ待機児の小学生1人）の保育をする場合、助成対象となるか。	助成対象になります。助成対象児童のうち、未就学児の人数と同数のベビーシッターを配置する必要があります。
8	理由	日常生活上突発的な事情等とは何か。	冠婚葬祭、学校行事、社会参加、サークル活動、趣味の時間など幅広い理由が対象となります。
9	場所	自宅以外の保育は、助成の対象になるか。	図書館・児童館・子育てひろば・病院など場所は問わず、ベビーシッターが、継続して保育をしている状態であれば、助成対象となります。 ただし、【特例】でベビーシッター1人が未就学児2人の保育をする場合、自宅以外の保育は助成対象外となります。
10	送迎	保育を伴う送迎とはどういうものか。	ベビーシッターが、児童を伴って自宅等に送迎するものです。その直前又は直後に自宅等で児童の保育をする必要があります。なお、申請の際は、児童の保育を伴う送迎であることがわかる領収書（資料等）の提出が必要です。
11	送迎	保育園に迎えに行き、保護者が帰宅するまで保育を依頼した場合、助成対象になるか。	ベビーシッターが保育園から児童と一緒に帰宅し、そのまま自宅で保育をした時間帯は、助成対象となります。但し、ベビーシッターが1人で保育園に児童をお迎えに行く時間帯については、児童の保育を伴っていないため助成対象外です。
12	送迎	お稽古事への付き添いは助成対象になるか。	送迎のみの場合は対象外です。またお稽古の時間帯は、ベビーシッターは保育していないため助成対象外となります。

項番	区分	質 問	回 答
13	沐浴	沐浴（入浴）は、助成の対象になるか。	助成対象となります。（但し沐浴（入浴）がオプション料金の場合、各申請時間の利用時間上限額までの助成となります）
14	助成金	いくら助成されるのか。	児童1人当たり年144時間（多胎児・障害児・ひとり親家庭の場合は、児童1人当たり年288時間）1時間2,500円（税込み）を上限に助成します。夜間時間帯の午後10時から午前7時までは1時間3,500円（税込み）を上限に助成します。
15	助成金	無償化対象児童（新2号・新3号認定児童）だが、「一時預かりベビーシッター利用支援事業」を申請できるか。	無償化された保育料と重複して申請することはできませんが、無償化された経費とは別に申請ができます。
16	助成金	「ベビーシッター利用支援事業」を利用しているが、「一時預かりベビーシッター利用支援事業」の利用、申請ができるか。	「ベビーシッター利用支援事業」で発生する保育料（150円/時間）に対して助成はできませんが、別途「一時預かりベビーシッター利用支援事業」で契約し利用した保育料に対しては申請できます。
17	助成金	ベビーシッターに係る費用の全てを助成してもらえるのか。	ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価（保育料及び保育に付随する送迎）が対象です。 【以下のサービスには助成できません】 ・入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費等、家事援助、ピアノ指導、英語授業等、クーポン・ポイント利用で割引された料金
18	助成金	保育と家事援助を同時に依頼した場合、助成対象となるか。	<u>保育をしながら家事をする場合は、助成対象となりません。</u> <u>※1人のベビーシッターに保育と家事を依頼する場合は、別々の時間帯で契約してください</u> <u>（家事をする間は、児童を保育する保護者等が必要です）。領収書（資料等）で、保育と家事のそれぞれの時間と料金が明確に分かれている場合に、保育の部分についてのみ助成対象となります。</u>

項番	区分	質 問	回 答
19	助成金	国や事業所のクーポンや福利厚生での割引を受けても申請できるか。	申請できます。但し、負担した利用料から、クーポン等の支払いや福利厚生等の助成を受けた額を差し引いた料金を助成します。クーポン割引等を利用し、領収書等でクーポン割引等の適用した内容が確認できない場合は、保育料からクーポン割引等の金額を除いて助成金を算定いたします。
20	助成金	クーポン割引等を利用した場合の別紙利用内訳書の記載について教えて欲しい。	①【利用開始年月日】は、領収証に記載された利用年月日を記入してください。 ②【助成対象利用時間帯】【利用時間】は、領収証に記載された保育時間を記入してください。但し、通常時間帯利用と夜間帯（午後10時から翌朝午前7時まで）の利用がある場合は、段を分けて記入し、夜間時間帯の前部分に【○】をしてください。 ③【保育料】は、お支払い額ではなく、クーポン割引、交通費、保険料等を差し引いた保育料（税込み）のみの金額を記入してください。 ④【合計利用時間】は、1回の申請ごとに「標準時間帯」と「夜間時間帯」をそれぞれ『分』を切捨てにして計算し、記入してください。
21	助成時間	今年度中（令和8年4月～令和9年3月まで）に出生した場合、何時間利用できるか。	出生してから、令和9年3月31日までの間に児童1人当たり144時間（多胎児・障害児・ひとり親家庭の場合児童1人当たり288時間）利用可能です。
22	助成時間	利用できる時間帯は。	24時間365日利用可能です。（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）も対象です。）
23	助成時間	利用時間数が上限に満たない場合、次の年度に繰り越すことができるか。	同一年度内の上限を定めていますので、繰り越すことはできません。
24	助成時間	以前都内の自治体で「東京都一時預かりベビーシッター利用支援事業」を利用していた。葛飾区に転入してきた場合、144時間利用することができるか。	都内からの転入で、以前の自治体でこの事業を利用していた場合、通算での年間利用時間数が144時間（多胎児・障害児・ひとり親家庭の場合は288時間）となります。利用に際しては、時間数の管理をお願いいたします。

項番	区分	質 問	回 答
25	助成時間	例えば4月15日に婚姻により、ひとり親家庭でなくなった場合、年間の上限時間数は、婚姻した日である4月15日から144時間となるか。	婚姻の日が属する月の末日（4月30日）まで、年間の上限時間数は288時間とします。5月1日から、年間の上限時間数は144時間となります。
26	助成時間	例えば11月22日に婚姻により、ひとり親家庭でなくなった。その際の合計利用時間は200時間であった。144時間を超えた56時間分は助成対象外となるのか。	144時間を超えた56時間分についても助成対象となります。また、婚姻の日が属する月の末日（11月30日）まで、年間の上限時間数は288時間とします。12月1日から年間の上限時間数が144時間となり、今回既に200時間利用しているため、当該年度の利用はできません。
27	税金	所得税の課税対象となるか。	令和3年度の税制改正により、令和3年1月1日以降の一時預かり利用支援の助成金は非課税対象となりました。
28	事業者	どの事業者を使えばいいのか。	東京都福祉局「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり）」に記載されている、東京都が認定した事業者のみ利用できます。
29	利用方法	ベビーシッター利用支援事業の利用助成を受けるために、区役所で事前登録は必要か。	区役所に事前登録の必要はありません。サービスを利用し利用料を支払った後、助成金申請に必要な書類を子育て応援係にご提出ください。
30	申請	ベビーシッターを利用する際、注意すべき事項はあるか。	①こども家庭庁が定める『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』を確認してください。 ②契約の際は、必ず『東京都の利用支援事業（一時預かり利用支援）』を活用したい旨を事業者に伝えてください。 ③ご利用の前にベビーシッターから『ベビーシッター要件証明書』を受け取ってください。

項番	区分	質 問	回 答
31	申請	申請方法や注意事項について教えて欲しい。またいつ支払われるのか。	<u>1回の申請ごとに『分』は切捨てになります。</u> <u>1度申請をし、助成を受けた月の再度の申請はできません（4月分を申請し、助成を受けた後に、4月分の申請漏れがあったことが判明した場合や4月に違う事業者を利用していた場合等も含む）。また令和7年度の締切後、年度を遡っての申請は受付することはできません。お支払いは、各申請期限の2～3か月後の予定です。お支払い時期について、個別ではお答えいたしかねます。</u>
32	申請	助成金の申請には、どのような書類が必要か。	（1）葛飾区ベビーシッター利用支援事業助成金申請書【一時預かり利用支援】 （2）別紙利用内訳書 （3）事業者が発行した領収書 【以下の項目が記載されているもの】 ①利用年月日 ②利用児童の氏名 ③利用時間帯 ④利用時間 ⑤利用料の内訳（純然たる保育料。クーポン等の割引を利用した場合は、その旨が記載されているもの） ※領収書で上記内容が確認できない場合は、事業者が発行した請求書や内訳書も添付してください。 （4）事業者が発行した『ベビーシッター要件証明書』 （5）学童保育クラブの入会不承認の児童である場合、それがわかる書類等 ※上記（5）が発行されない場合、申請書に記載された学童保育クラブに、入会不承認の事実について照会することがあります。 （6）障害児の場合、「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳」、「通所受給者証」又は「特別児童扶養手当受給証明書」の写し （7）ひとり親家庭の場合、「ひとり親家庭等医療証」、「児童扶養手当証書」、「児童育成手当認定通知書」又は「戸籍謄本」の写し （8）共同保育の場合、事業者が発行した共同保育をしたことがわかる資料等（※項番4参照）

項番	区分	質 問	回 答
33	申請	申請期限はいつか。	年4回の締切日があります。各締切日までに申請してください。 ※第1～3回申請期限（7・10・1月）に間に合わなかった場合は、次回交付分と合わせての申請も可能ですが、<u>第4回申請期限（令和9年4月12日）については、期限後の受付は一切できません。</u> <u>領収書の発行事務等により提出が間に合わない場合も、令和8年度ご利用分は、必ず4月12日（月）までに申請し、不足書類を4月30日（金）までに提出してください。</u>
34	事業	この事業は、いつまで続く予定なのか。	令和8年度の実施期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日までです。 令和9年度以降の実施については、区ホームページでお知らせします。